

を知る生徒にとって、そうした「教育改革」後の状況は受け入れがたいものとなっていたのです。

③分からなくなった授業

こうした生徒の不満が、一九八七年四月の後半にはいって、「教育改革」に対する抗議として表面化しました。生徒の最大の不満の一つは「授業が分からなくなった」ということでした。

生徒が「選択になったら、勉強できへん」と言いますと、教頭は「ほんなら学校やめろ」と威嚇します。威嚇された生徒の弟は、この年度（一九八七年度）の市芦高校の入試で落とされ、実際に市芦高校から排除されていた。だから、その生徒にとって、教頭のその言葉は自分に対する暴言以上に自分たちを抑圧するものとして迫ってきたことは推測に難くありません。「俺の弟を落とした上に俺までやめさせるつもりか。弟落としたん、本当に頭にきとんや。それが一番言いたいんや。一生恨むぞ」（甲第58号証）。「教育改革」が何をしたのか、重みを持って生徒の言葉が迫ってきます。

生徒が「数学いっこわからん。T先生に教えてくれや」と「教育改革」前のT先生の授業の方がよく分かったと抗議しますと、教

頭は「それでは、T先生のコピー人間でもつくらにやいかんあ」とおちよくります。朴訥ではあっても率直で真剣な生徒の要求に、教頭は生徒を馬鹿にした不誠実な対応をしました。（甲第58号証）

「一年のとき分かつた授業が二年になって全然分からんようになった。これで学校ほんまによくなつとんのか」「授業来る先生が六人も代わって、みんな教え方が違う。それで分かれというのが無理だ。授業ちゃんと受けるのが当たり前や言うけど、そんな授業についていけないのが無理や」「何で辞める先生や事情のある先生ばかり連れてくるんや。それやったら、前の先生を戻したらええんや」（甲第58号証）と、生徒たちは授業を正確に批判しながら、訴えを続けました。しかし、期待に応えてくれぬ学校に対して、「もうこんな学校はいやや。やめたい」と言い始める生徒も出始めました。

それでも生徒たちはやめずに踏ん張りしました。この一九八七年度の一年間、「わかりやすい授業をして欲しい。カリキュラムと先生を元に戻して欲しい」「わかりやすく、楽しかった授業を返して」と、学校を、そして授業を自分たちの手に取り戻そうと、生徒たちは学校に向かって要求を出し続けました。悪化した教育条件の中で、生徒たちは、要求を出し続けることによって自らを緊張させ、励

まして、この一年間を、そして卒業までの二年間を持ちこたえていきました。

④避けられなかった授業の質的低下

授業の質的低下は時間講師の授業にとどまりませんでした。私の場合を例にとりますと、「三年生の三単位（週三時間）の化学3E」を一講座、「三年生の二単位の化学3G」を一講座、「二年生の三単位の化学2B」を一講座、「二年生の三単位の生物2C」を一講座、「二年生の三単位の生物2E」を一講座、一週間に合計一四時間（三時間×一講座+二時間×一講座+三時間×一講座+三時間×一講座+三時間×一講座）の授業を担当させられました。

上記の講座の担当の仕方からも分かる通り、同じ教科を一講座しか教えないため、同じ教材は一時間で使い捨てとなります。そのため、一週間に合計一四時間分、一四種類の教材準備が必要でした。甲第56号証でも見られるとおり、標準的な高校である県立芦屋高校では平均一週間の作成教材数は五・二種類であり、これに比して市芦高校での私の教材作成数は（私だけではありません）異常に多く、十分な教材研究・教材準備もできないまま授業に臨まなければならず、授業の質

制約があったため（甲第37号証の3）、特定の日の、特定の時間帯でしか授業ができないという制限がありました。従って、まず最初に時間講師の授業時間を固定してしまうため、時間割表に各教員の授業をはめ込んでいく上での自由度に大きな制限が生じました。

その上、大幅な選択制により、同じ日の同じ時間帯に何種類もの講座が開講されるため、一度にこれより多数の教員を必要とすることになります。また、それは小規模校ほど全体の教員数が少ないことからやりくりがきかず、教員の増員が必要となることは一九九二年五月九日付「日本教育新聞」の「全日中調査、小規模校ほど深刻に、選択教科で不足する教員数」との記事によっても明らかです。（甲第348号証）しかし、こうした常識を無視して教員を大幅に減らしたために、教員が不足する事態が生じました。もともと、大規模校に比べて小規模校は教員数が少ないため、時間割作成上、教員の配置の仕方に大きな制限があります。その上に時間講師を大量導入したことが、時間割作成を一層困難にさせた原因となっています。

第二は、新カリキュラムでの最大の問題点でもある。時間講師の大量導入による授業の混乱です。選択制の導入は、これまでよりも教員の増員を必要としたにもかかわらず、市

教員は大量の時間講師の導入して教員数を大幅に削減しました。生徒の不満は、時間講師の授業に集中しました。生徒は、これまで教えてもらった先生と時間講師との間に、授業のやり方や生徒への対応に大きな違いを見たからです。すでに甲第57号証に示したように、生徒の要求に対応できなかった時間講師は次々に市芦高校を去っていきました。

これは結果として生徒に大きな不利益をもたらしました。そのことは、「A君という生徒さんの受けた授業では、三教科の授業だけでね、担当者が一回も交代しておるわけですね。こういう事実をもとにして、生徒からわかる授業をしてほしいと、混乱させないでくれという要望が次々に出されたでしょう」との申立人側代理人の質問に対して、前田校長は、「はい、これは特に二年一組にこういうことが顕著にあらわれて、このクラスの生徒諸君には非常に迷惑をかけた」と、そういうように今も思っており」と、講師の授業による混乱を認めています。（第一八回前田証言P四四）

任命校務分掌で作り上げられた学年体制が、時間講師を援助できるようにはなっていないため、かれらは一人で悩み、孤立して去っていきなかつたともいえます。

講師の交替は、時間割のたび重なる変更を余儀なくさせ、一年間に九種類もの時間割が

作成されるという、異常な事態になりました。たび重なる時間割変更は、生徒の学習環境を一層落ちつかないものになりました。

②選択制によるクラスの解体の弊害

選択制授業が大幅に取り入れられたために、クラスという生徒の基本的学習集団が解体されて、生徒は時間ごとに教室を渡り歩かなければならず、一緒に学ぶ生徒の構成もその度に変わって、生徒から落ちついた学習環境が奪われました。自分の教室の自分の机で落ちついて勉強したいと願い、それができないことに、生徒たちはいらだっていました。

そのことは、一九八七年一月二日に配布された生徒会ニュース（甲第358号証）にも、「今までの市芦の授業というのは、クラスのみんなと一緒に、ざわざわしながらでもわかっていける様なものでした。ところが、今の様になり、クラスで受けれる授業が少なくなつたことでクラスのまとまりはなくなつていくし、選択授業なので一時間一時間教室が違って自分の決められた席もなく、落ちつきがないものになりました。」と述べられています。

その上、生徒にとってはかけがえのない「わかる授業」「楽しい授業」が奪い取られていました。「教育改革」前と「教育改革」後

的低下は免れませんでした。

このことは、「甲第56号証を示しますが、これを見ますと、教材の数は県芦の先生に比べて市芦の先生のほうがはるかに多いということがいえませんか」との申立人側代理人の質問に対して、前田校長も、「県芦と比べましたら、…クラス数が全然少ないですから、どうしてもそういうふうな形で先生方にご迷惑がかかると思います」（第一八回前田証言P四三）と、学校現場の長として、選択制による市芦高校の教員への負担を認めています。

石橋陳述書でも触れられているとおり、「教育改革」前の実験を多用した理科の授業は、一時間の授業の準備に多大な時間を必要としましたが、生徒には分かりやすく楽しいと人気がありました。しかし、一九八七年度の理科の授業は、「教育改革」前と同質の授業を期待して理科を選択した生徒たちに、十分応えられるものとはなりませんでした。つまり、前田校長も認めているとおり、一週一四時間分の教材作りに追われ、その負担は重く生徒が期待した実験を用いた理科の授業は、全くできなくなっていました。

⑤教科指導への校長の介入と無責任さ

私の授業実践については後述しますが、一週間に一四種類もの大量の教材を次々と作成

していかなければならない状況下で、前年度（一九八六年度）の私の授業を評価して理科を選択してくれた生徒に、一九八六年度のように授業で生徒に伝えることができるはずありませんでした。

その上、一九八七年度当初の朝の連絡会で、校長の命令による「プリント等による自主教材禁止」、「教科書による授業をすること」との授業に対する職務命令がだされ、その規制が、授業の質的低下に追い打ちをかけた。

松本教育長も「芦屋倶楽部」紙上で「（市芦高校は）教科書を一冊も使っていない。法律違反でしょ」とデマを振りまいています。教科書を使用していたことを知っている校長までが同じように「プリントを使わずに教科書を使って授業をするように」と、一九八七年度当初の朝の連絡会で命令しました。校長の職務命令は、「教科書の使用」より「自主教材の使用禁止」にその目的があったように受けとめられました。その命令が出されたあと、学校管理職が廊下を歩いて各授業を見てまわっている姿を、何度か授業中の教室の中から見かけました。時には、市会議員が一緒に見回ることもありました。授業は監視されており、授業をしている教員には大変な圧力となりました。

ところが、私が配転された一九八八年度に

は、授業の崩壊がますます進行し欠席者が多数で状況のなかで、校長から、「プリントなどを使って各自授業を工夫して充実させて欲しい」との要請が、無責任にも何の反省もなく市芦高校の教員に向かって出されたと聞いています。校長が職務命令によって授業に介入したことの弊害を校長自身が認めたことになりました。

⑥成績別クラス編成による授業とその破綻

成績別クラス編成は、生徒の間に亀裂を生むだけで、決して生徒の学習意欲を引き出すのではないこと。市芦高校に来る生徒たちは成績によってこれまでに手痛い打撃を十分に受けており、成績別クラス編成は生徒の気持ちを一層学習から遠ざけるだけであること。そうした経験を、市芦高校は既に十分にもっており、従って職員会議では成績別クラス編成は行わないことを以前から確認してしま

た。にもかかわらず、市教委のカリキュラム不承認という市芦高校史上初めての出来事が起こり、その後、強行に「新カリキュラム」が導入されてきました。それは、大幅選択制の導入の他に、成績別クラス編成による授業も目玉商品としていました。それは、以下のよう

市教委と校長が「教育改革一回生」と呼んだ二六回生の一学年次に、一学期の成績によ

って、二学期から数学と英語の時間だけ成績別にクラス編成し、授業をするというものでした。成績の良いクラスは少人数で構成され、そこでの英語担当の伊賀崎の説明はこうでした。「君たちの発展クラスは、基礎クラスの三倍進みます。」

これに対して生徒は反発しました。成績の良いクラスに入った生徒は「そんなに早く進んだらついていかれへん。」成績の悪いクラスに入れられた生徒は「私を馬鹿にしている。」

まもなく成績別クラス編成による授業は崩壊し、そして、翌年度からは廃止されました。それまでの学校が取り組んできた経験と生徒実態を全く無視し、教員の意見を一切聞かずに、市教委と校長の独断で進められた「教育改革」の破綻の一端です。他に外国人講師による英会話の全員必修も「教育改革」の目玉商品とされましたが、同様にこれも崩壊し、翌年から廃止されました。

⑦「教育改革」が作り出した理科嫌いと理科時間数の減少

ところで、処分者は「理科教員の減員の必要性」を私の配転理由の一つとしてあげています。これについての反論は後述しますが、

その根拠としている理科の授業数の減少は、斉藤だけに担当させた「教育改革一回生」と呼ばれた二六回生の二学年進級時の理科の選択希望者の減少により、理科全体の時間数が減少したことに因るものです。

そのことは以下の「理科の授業時間数比較表」で明白です。

理科の授業時間数比較表

	一九八七年度	一九八八年度	一九八九年度
一学年	16時間 (28課時)	16時間	16時間
二学年	32時間 (23課時)	12時間 (26)	22時間
合計	48時間	28時間	38時間

但し、一九八七年度時間割（甲第37号証の6）と一九八八年度時間割（甲第349号証）と一九八九年度時間割（甲第359号証）による。

それに比べ、「教育改革」前に私と田辺が担当した二五回生は、二学年次には三三時間、三学年次には三〇時間の理科の授業が開講されています。二五回生の理科選択時間数は他の回生に比べて多く、「教育改革」前の私たちの理科の授業は生徒たちの支持を受けていたと言えます。その後、「教育改革」による制約の中で授業の質的低下はあったとしても、これまでの自主教材づくりから得た経験を生かし、工夫しながら私や田辺が教えた二五回

生の生徒たちは、最後まで多数が理科を選択しています。

斉藤は、「中学生が一生懸命勉強するようになるには、高校の入学試験である程度不合格者が出た方がよい」との考えを市芦高校赴任当時の会議の中で明らかにしており、旧来の中学校の受験教育を引きずった理科教育観を持っていました。市教委と前田校長は、市芦高校の受験高校としての未来を斉藤に期待したのか、新一年生の理科の授業をすべて彼に担当させました。

ところが、生徒の個性の尊重とか、個性を伸ばすための選択授業の導入といっても、「教育改革」は、理科に限ってみれば、旧来の受験教育の押しつけでしかなかったといえます。その結果、新一年生においては理科嫌いを生み出し、一九八七年度末には、生徒の理科選択希望者を減少させました。

理科の授業時間数の減少は、市教委と校長が持ち込んだ「教育改革」の誤りの結果であり、その責任を私が強制配転という形でとらなければならぬ理由はどこにもありません。以上④⑤⑥までに述べてきた「教育改革」による授業の混乱と質的低下は、以後退学者の増加による卒業生の大規模な減少（甲第114号証の1）の大きな要因となりました。「教育改革」は、生徒の個性を伸ばし、生徒の要求に応えるものではなかったのです。

こうした事実が示すように、大幅な教員数の削減や大幅な選択制の導入によるカリキュラムの改変は、純粹に生徒の教育条件の整備を第一義として検討されて行われたものではなく、目の前に迫った選挙での政治的宣伝を目的としたものであり、生徒に大きな犠牲を強いるものであったと言わざるを得ません。

3 「教育改革」に対する 生徒の抗議

生徒には、しだいに「教育改革」の前と後の授業の様子や教員の対応の違いが見えてきました。そして、一九八七年四月の後半にはいると早くも、授業や教員への生徒の抗議が始められました。そして、「前の授業の方がよくわかったし、楽しかった」「楽しくてよくわかる授業と先生をかせせ」という生徒たちの抗議は、私が強制配転された一九八七年度の終わりまで続いていた。

ここでは生徒の「教育改革」への抗議について少し詳しく述べます。生徒の要求は明確でした。「わかる楽しい授業と先生を返して欲しい」というのが生徒たちの一貫した要求でした。私が知っているだけでも、生徒たちの「教育改革」への抗議や授業についての要求行動は、四月一三日を最初に翌年三月二五日まで、一五回にも及びます。記録にあるものは甲第342号証に記載しました。

以下、生徒たちの切実な叫びに対する学校管理職の対応と、生徒たちの抗議行動について述べます。

(1) 生徒の声に耳をかさず、 私と組合を敵視する管理職

学年が少数の教員に限定されたことにより、相談相手を求める生徒たちが私のところへもよく相談に訪れました。その大半が、「授業が全然わからない」「学校が全然楽しくない」「もう学校をやめたい」というものでした。

「授業やクラスは生徒と先生とでつくっていくものだから、担任や授業に来る先生に自分たちの気持ちを伝えて、一緒に考えていくしかない」と生徒を励ますことぐらいいが、せいぜい私にできることでした。しかし、状況はいつこうに好転しなかったため、生徒の不満は増幅していきました。

また生徒たちが教頭に対して授業に対する要求や抗議を行った際、私は、教頭の挑発に生徒が乗らないように、また教頭に対しては生徒に挑発行為をとらないように、制止の役目を持って生徒と教頭の議論の場に可能な限り立ち会ってきました。

ところがそれに対し、「生徒の前でええかっこばかりするな」と教頭に非難されたことから、私に対する嫌忌が管理職の側には確実にあったといえます。

「教育改革」は学校に対する生徒の不信感を生み出し、それが原因となって生徒と教員の間でトラブルが発生するようになりまし。それに対して、校長は校内での解決を求めず、独断で警察を導入し、生徒逮捕という事態にまで及びました。そして、校長は、生徒逮捕の際の芦屋警察署での供述調書において組合を誹謗中傷し、組合嫌悪をあからさまにしています。申立人側分銅弁護士が直接に供述調書を確認しております。

「市立芦屋高校生徒が先生を殴打した」ということで新聞種になった事件がありましたね。二度ありますね。」「いづれも警察で取り調べを受けられましたね。」「との質問に前田校長はいずれも「はい」と答えて事件そのものの存在は認めています。さらに、供述調書を作成したことも認めています。その供述調書の中に、「生徒に殴られるのは非組合員ばかりの先生ですと、組合員の先生が後で扇動しているとも考えられます」というような趣旨のことを調書に書いておられますね。」「(第一〇回前田証言P四〇)と、校長の組合敵視、組合嫌悪の姿勢が供述調書の中に明確に述べられていることを分銅弁護士は確認しています。しかしながら、そうした事実は全く存在しません。前田校長は、私たち組合員を嫌悪し、虚偽をもって誹謗して、あわよくば「暴行教唆」の「罪」で警察に売り渡そうとすら

していたことが明らかになっています。こういう前田校長の考え方は、当時組合委員長であった私の市芦高校からの強制配転に反映していると言わざるを得ません。

さらに、こうした前田校長の警察での発言や井上教頭の態度は、生徒たちの心情を全く解さないばかりか、生徒の一人の人間としての自主的判断、主体的行動を一切否定し、その上生徒を教育的対象としてみない非常に非教育的生徒観と言わざるを得ません。

(2) 「教育改革」幻想の崩壊と 在校生全員の反対署名

前述した様々な出来事を経過して、生徒たちは「教育改革」が自分たちにとって何をもたらしたのかを知っていききました。特に、一九八七年度の二年生は、「教育改革」前の市芦高校と「教育改革」後の市芦高校の両方の教育を知っており、さらに市芦高校での生活をまだ二年間も残していたところから、学校のあり方に対して無関心ではおれなかったため、必然的に学校に対する要求運動の中心とならざるを得なかったといえます。

「私は、選択授業になると聞いて最初は本当に嬉しかった。これで私が期待していた、自分が希望した授業が受けられるんやと思った。でも、授業を受けてみてがっかりした。

授業の内容には新鮮味がないし、余計に分かなくなかった。先生も前のようには楽しくなくなかった。思っていたものとは全然違ったものだった。よく考えると教頭先生の選択の説明も全然わからなかった。プリントに書いてあることをそのまま言っただけで、そんなこと言われんでも誰にでも分かることしか説明しなかった。前から選択授業に反対していた子もいたけど、私もその子らと同じ考えの方がずっと良かったと思う」(甲第58号証)

市教委や学校が率直に受けとめなければならぬ生徒の声です。

生徒会は、それまでに出版されてきた生徒たちの「教育改革」への批判を聞き取り、自分たちの経験をあわせて、生徒会としての見解を煮詰めていきました。(甲第358号証)

その内容は、次のようなものでした。
「今年の三月、市芦では、定員割れをしていながらもかわらず、三三名の受験生が落とされました。そして授業の内容なども大幅に変えられてしまいました。今までの市芦の授業というのは、クラスのみんなと一緒に、ざわざわしながらでも分かっていける様なものでした。ところが、今の様になり、クラスで受けれる授業が少なくなったことで、クラスの間とまりはなくなっていくし、選択授業なので一時間一時間、教室が違って、自分の決

められた席もなく、落ちつかないものになりました。」

さらに、「他学年の先生が来ました。やり方も、教え方も全然ちがうので、ちっともわからないし、おもしろくありません。」「また、時間講師についても、「先生は生徒がざわついていても気にせず、一人で授業をすすめていきます。生徒に、教えよう」という気があるのでしょうか。生徒が理解していないのが、していいまいが、おかまいなしではないのでしょうか。」と批判しています。

さらに、「教育改革」に対する評価に公正を期するために一九八七年一月二一日付で、生徒会は自分たちの見解を示すとともに全生徒にアンケートを呼びかけました。(甲第358号証)

そうした中で、自然発生的に生徒有志による「教育改革」反対署名が始まりました。そして、教育改革の一年後、在校生ほとんど全員の「教育改革」反対署名(甲第48号証)が、一九八八年二月二二日に校長へ、一九八八年三月二二日に市教委へ「嘆願書」として提出されました。一九八八年二月二二日の署名提出は、当時の新聞にも大きく取り上げられ(甲第59号証の1及び2)、教育改革の問題点を浮かび上がらせました。特にそれが、「教育改革」の前と後をいちばん良く知る二年生(二五回生)を中心に行われた署名活動

であることの意味は大きいといえます。「教育改革」が、いったい誰のためのものであったのか明らかです。

さらに、「教育改革」が「障害生」に犠牲を強いることになっていったため、在校する「障害生」及び卒業した「障害生」の保護者からも、「質問状」(甲第360号証)が出され、そこには「教育改革」への抗議の意志が込められていました。その「質問状」は、「一人の先生方を削減し、市芦高の教育を良化する」との方針ですが、実状はわからない臨時の講師の先生を雇い、今の教師の先生方の時間数を増やし、通常児の生徒もわからない授業、ついていけない授業を実施し、通常児に自信喪失と、イライラを増加させています。その結果、弱者の障害研の生徒に、従来とは、質の異なった陰湿なイジメが行われている事実を、ご存じですか。この事は、通常児にとっても、障害児にとっても、退学をせまっている弱者切り捨ての教育では、ないでしょうか。」と述べて、「教育改革」の本質をついた批判をしています。

4 学校教育活動を過度に阻害した「教育改革」

以上、「教育改革」における様々な混乱と教育力の低下、そして「教育改革」に対する生徒たちの反対・抗議行動について述べてき

ました。

教員数の大幅削減と強制配転、入学試験での定員内大量不合格、進学保障制度の廃止と「障害生」の切り捨て、職員会議規程の改定と任命校務分掌による学校運営の専制化などを内容とする「教育改革」は、教育破壊をもたらしたただけでした。

一九八六年七月不明朗な教育長交替劇から始まる、翌年四月の市長選挙に日程をあわせ政治的な「教育改革」によって、混乱は引き起こされました。政治的で無責任な「教育改革」の結果として、その三年後「教育改革一回生」は、卒業生数をこれまでより大幅に減少させ(甲第114号証)、生徒に大きな不利益を与えました。

当時でも、また現在でも、学校という権威に向かって、あるいは市教委という大きな行政権力に向かって、あるいは市芦高校を誹謗中傷する世間に向かって、生徒一人ひとりが素手で、自分たちの力だけで自分たちの意見表明を行うということは大変なことです。しかも、当時は「教育改革」強行という方針のもとに、教員が処分され、配転され、生徒が警察に逮捕され、学校によって処分されるといふ異常な時期で、生徒たち自身が大きな圧力を感じていたに違いないのです。そうした状況の中で、正当な意見・要求であったとしても、生徒の抗議行動が表面化することは普

通では考えられないことでした。

そうした厳しい状況の中で、生徒たちは全校生徒の署名を集め、はっきりと自分たちの学校のあり方について意見を堂々と表明したのです。「教育改革」があまりにも学校の教育活動全体を阻害し後退させたからこそ、「教育改革」反対の生徒の声が押さえきれずに吹き上げてきたのです。

学校教育にかかわって教育行政が行う全ての事柄は、教育条件の整備の向上を第一の目的として行わなければなりません。ところが、今回市教委がめざした「教育改革」は、その名を利用して組合をつぶし、同和教育を含む市芦高校の教育運動を破壊することを目的とした非常に政治的なものでした。大幅選択制の導入、成績別クラス編成、英会話の全員必修、市芦高校の国際高校化等々、いろいろなアドバルーンが上げられましたが、それは市芦高校のこれまでの教育運動つぶし、教育弾圧に利用されたにすぎません。その証拠に、その後、選択規模の縮小、成績別クラス編成の廃止、英会話全員必修の廃止、国際高校化構想の放棄等々、つぎつぎと「教育改革」の中身はすでに放棄されています。

つまり、その時々都合で「教育改革」はその中身を変え、その名前だけが教育弾圧、組合弾圧、気に入らぬ組合員の排除に利用されたのです。

第5 配転の公務の不存在

処分者は、本件答弁書(一九八八年六月二〇日付)において、人事異動の必要性として、(1)「一市一校という形態から、これまでの教職員の人事異動が少ないため、各分野での経験を積んでもらう意味からも他の教育機関、部署との人事交流の必要性が痛感されていた」こと、(2)「昭和六三年度(一九八八年度)の教育課程の編成上、理科担当教員の受け持ち授業時間が他の教科と比較して余裕があり減員の必要性があった」こと、(3)「教育研究所において教育工学の研究と研究グループの育成指導を急務として、増員を考えていた」ことの三点を挙げています。さらに、小林証人は処分者側主尋問で、(4)「教育委員会はことし(一九九〇年)が四〇周年になりますので、その辺の記念誌の発行とかいうことを研究所でやってもらいたいということでしたので」(第二四回小林証言P四〇、(一)内は申立人)と、配転理由を追加しています。これらの配転理由は、私を市芦高校から排除する目的で行われた人事異動を正当化するためにとつけられたものであって、純粋に公務上の必要性から発生したものでないことについて以下に述べます。

また、本件人事異動については、別件長瀬

事案の審理調書を証拠として提出するのみで、処分者側主張の立証のために前田校長を処分者側証人として申請できなかったのも、学校としての公務上の配転の必要性、正当性が主張できないことを露呈しているといわざるを得ません。

1 一九八八年度人事の概要

まず一九八八年度人事の概要を述べます。一九八八年度人事における転出者と転入者は下表のとおりです。

転出者	転入者
斉藤(理科) 深沢(理科) 長瀬(国語)	魚見(数学) 岸本(理科) 村上(社会)

市芦高校から斉藤(理科)が潮見中学へ、深沢(理科)が教育研究所へ、長瀬(国語科)が社会教育・文化課へ転出し、市芦高校へは、村上(社会科)が市教委事務局から転入し、魚見(数学科)と岸本(理科)が新規で採用されました。その結果、理科と国語科において各一名減員となり、数学科と社会科において各一名の増員となりました。なお、この人事異動において処分者は、斉藤と岸本が対一交流であると主張していますが、斉藤と魚見も一対一交流であると小林証人は証言しており(第四八回小林証言P三〇)、結局県市

一対二交流となっており処分者のいう県市一対一交流は成立していません。

さらに、一九八七年度末では、条例上の市芦高校の教員定数は三二名であり、当時在籍していた正規採用の教員は二九名でしたから、むしろあと三名の教員が採用できる状態になりました。

これらの異動は、処分者側証人の証言によれば以下の経過で決定したことになります。

一九八八年二月上旬と同年三月二二日の二回にわたって市教委の前田校長に対する人事ヒアリングが行われました。(第二二回前田証言P三七、P四〇)そして、まず斉藤の人事異動が決定し、三月二二、三日頃に、「斉藤(理科)の潮見中学への教諭としての転出」が内示されました。(第二二回前田証言P三四)次に私と長瀬と村上の人事異動が決まり、三月二八日に他の芦屋市行政職の人事異動とともに発表されました。校長は私の配転について「発表以前の三月二二日から三月二八日の間に小林管理部長と溝田課長より聞かされた」という内容の証言をしています。(第二二回前田証言P四五)

これらの人事異動が決定した後、教員が不足した理科と数学科の補充のために、県教委へ提示請求がなされ(第四八回小林証言P二九、第三〇回同P七八)、岸本(理科)・

魚見（数学科）の市芦高校への採用が決まりました。理科については、私の配転によって理科教員が不足したため岸本を採用しなければならなかったのです。

次に、人事異動方針についてありますが、これも、これまでと特段の変化はありませんでした。一九八八年度の人事異動方針書は前年の一九八七年度と差異はありません。（甲第218号証の1及び2、第四八回小林証言P六）前年度人事異動方針書と同様に、一九八八年度人事異動方針書（甲第218号証の2）にも、ことさら「人事交流の必要性」が述べられているわけではなく、処分者のいう「他部署との交流の必要性」も一切述べられていません。「異動にあたっては、学校における教職員の構成、本人の希望、その他の事情について所属長の意見を聴し参考とする。」とあり、むしろ人事異動方針書が、あまりにも軽視されていると言わざるを得ません。

また、この強制配転の実行にあたって、一九八八年二月上旬と三月二二日に、市教委による前田校長からの人事ヒアリングが行われています。前田証人は、この二回のヒアリングの内容について、「校務分掌とか持ち時間数などの表上の、あるいは数字上の検討だけがなされ、六二年度の学校運営上の混乱について根本問題とか、将来にわたっての対策と

かは議論しなかった」という主旨の証言（第二二回前田証言P四一―四四）をしています。学校における教育活動上の深刻な問題は検討されずに本件人事異動が行われたことを前田校長は証言しています。

さらに、組合活動について聞かれたかとの問いに対しての前田校長の証言は「市教委の方がよく知っている」「組合の加入状況も話題になった」（第一四回前田証言P四一、四二）というものでした。本件人事異動は、市教委が組合の運動や私の組合活動を熟知した上で行われたことも明らかです。

2 「人事の停滞による人事交流の必要性」は配転の口実

ここでは、処分者が「一市一校という形態から、これまで教職員の人事異動が少なかった、各分野での経験を積んでもらう意味から」と他の教育機関、部署との人事交流の必要性が痛感されていた」（答弁書）と言うように、本当に人事停滞があり、本当に他部署との人事交流の必要性が痛感されていた状態にあったのか、について反論します。

(1) 人事の停滞はなかった

処分者は前述のように、私の配転理由の二つに「人事停滞」をあげています。しかし、

校と比較しても、引き続き在籍している教員の割合は、市芦高校の四六・三％に比較して他校は全て七〇％を優に越えています。県立芦屋高校は県下の高校と人事交流が可能であり、西宮市の市立高校は西宮高校と西宮東高校の二校間で人事交流が可能であるにもかかわらず、一市一校の市芦高校よりもはるかに勤続率が高いのです。

高校名	勤続率
市立芦屋高校	46.3%
県立芦屋高校	74.1%
市立西宮高校	72.1%
市立西宮東高校	71.7%

従って、市芦高校が、一市一校のため人事交流が少なかったとの処分者側の主張は根拠のないものです。

② 他高校に比べて高かった異動率

次に、教員の異動状況を甲第211号証に見ます。以下、表にもまとめましたが、県立芦屋高校は一九八五年度から一九八七年度にかけての転出者の割合は、平均五・〇％で、市芦高校の転出者の割合（平均約一五％）の三分の一です。

一九八一年度から一九八七年度の間で市芦高校の一番異動が少なかった一九八三年度で

さえ、異動率は七・一％で県立芦屋高校を優に上回っています。また、私が強制配転を受ける一九八八年度の前年度は六名の強制配転や他の理由による転出があったため同年の在籍者数に対して四四％にあたる人数が異動しており、どう考えても一九八七年度末において市芦高校の教員の異動が少ないなどという結論はできません。

高校名	1987-1988年異動率平均
市立芦屋高校	14.8%
県立芦屋高校	5.0%

③ 「人事停滞」は私の排除を正当化するためにつくられた理由

他校と比べてみると「人事停滞」といえるものが存在しなかったことが明らかにされ、申立人側代理人から「昭和六二年当時市芦において処分者側のおっしゃる人事の停滞というものはなかったと私は考える訳ですが、この点について特に何か反論なされるようなことありますか」と質問されると、小林証人は、「今言うたように二〇人ぐらいの先生がそういう県立高校への交流ができない状態にあるということは、一つの人事停滞を来すと私は思っていますから、その考え方は変わりはありません」（第四八回小林証言P一九）と証言しています。この「二〇名」が人事停滞

「人事停滞」は、本人の同意抜きで、しかも専門職である教諭を指導員という教育公務員としての法的規定のない事務職に転職させてまで配転しなければならないほどの緊急の問題となっていたとはいえないのです。

「人事の停滞による弊害が具体的にあったか」との申立人側代理人の質問に、小林管理部長は具体的なことを何一つあげることができませんでした。（第四八回小林証言P一九）実際には、「人事停滞」による具体的弊害は何もなかったばかりか、近隣市他校に比べてみると、市芦高校に「人事停滞」という現象そのものがあつたとはいえないのです。以下、そのことについて具体的に述べます。

① 他高校に比べて低かった勤続率

市芦高校の教員の何パーセントが入れ替わったかを甲第210号証に見ます。例えば一九八一年度中に在籍した教員のうち一九八七年度（私が配転される前年度）に在籍した教員は、三八・一％だけです。この七年間の数字を見ただけでも、処分者が主張するような人事の停滞がなかったことは明白です。

さらに、一九八四年度から一九八八年度に至る勤続率は次表のとおりです。

一九八四年度から一九八八年度に至る期間の芦屋市内の県立芦屋高校や西宮市の市立高

の元凶であり、配転の対象であつたと証言しました。

この証言は、処分者のいう二〇名という特定の教員の配転を意図していたことを露呈するとともに、あたかも二〇名という大量の教員が人事異動の停滞を引き起こしており、いかにも人事異動の必要性が存在していたことを印象づけようとしています。

しかし、この証言は、以下の三点にわたって意図的な虚偽と歪曲があります。

第一点目は、「二〇名」という誇張で人事停滞と人事交流の必要性を正当化しようとしている点です。市芦高校教員の異動状況（甲第339号証の2）で分かるとおり、私が配転される年つまり一九八八年の三月現在で、小林証人のいう県の試験を受けていない者で市芦高校連続勤務年数一〇年以上の教諭は信太、神谷、長田、長瀬、吉村、石原、深沢、四方、塩谷、村田の一〇名しかいませんでした。（山中、吉沢は県からの採用。）こうした事実を人事担当の事務責任者である小林証人が知らないはずはありません。事実をゆがめて証言することは、別の意図でなした私の配転を、人事停滞の解消のためやむを得ないものであつたと印象づけるための、水増し虚偽証言と言わざるを得ません。

そして、このわずかに一〇名の教諭の存在が、

処分者は、「勤統一〇年以上の教員の人事交流の促進」を私の配転理由としています。上記結果は、私の配転以降、勤統一〇年以上の教員に対する配転が一件もなかった（甲第三三九号証の2）ことの結果です。

全教諭数	一九八七年度	一九九四年度
勤統一〇年以上	12名(48.0%)	15名(81.0%)
勤統一五年以上	5名(20.0%)	13名(71.0%)

処分者は、「勤統一〇年以上の教員の人事交流の促進」を私の配転理由としています。上記結果は、私の配転以降、勤統一〇年以上の教員に対する配転が一件もなかった（甲第三三九号証の2）ことの結果です。

さらにつけ加えると、一九九四年度現在で、全教諭二七名（教頭は除く）中、

- ・「勤統一〇年」以上の教諭は、一五名で五五・六%
- ・「勤統一五年」以上の教諭は、一三名で四一・八%

つまり、勤統一〇年以上の教諭が増加しているにもかかわらず、私を配転してしまえば、処分者のいう「人事交流の必要性」はなくなったという事に他なりません。「人事交流の必要性」は普遍的な人事異動方針ではなく、私の配転を正当化するためにだけ作られた配転理由であるということが明白です。

以上に見られるとおり、「人事の停滞により交流の必要性を痛感していた」との処分者側主張は、客観的正当性を欠いています。従って、この処分者側の主張は、公にできない理由によって行われた私の配転を正当化しようとするための作爲の産物であるといわざるを得ません。

①「人事停滞」による弊害もなかった
②「人事停滞」による弊害もなかった
③「人事停滞」による弊害もなかった

人事停滞そのものがなかったのですから当然のことですが、これまでの処分者側証人の証言では、人事の停滞による弊害が具体的に一切あげられていません。

「停滞による不都合は校長から聞いた」との小林証言（第四八回小林証言P一九）はありますが、ヒアリングにおいては「人事停滞、人事交流の話はこの年が初めて」（第二回前田証言P三八）（市教委から）聞いただけで校長としての意見はなかった」（第二二

回前田証言P三九）「学校運営上の話はしなかった」「根本的な問題とか、将来にわたっての対策とかは議論しなかった」（第二回前田証言P四一〜四四）「人事停滞については一般論的なことだけ」「具体的にこういうふうな問題があるから、こういった方針にするとか、そういうことはなかった」（第二二回前田証言P三八）という前田証言との違いが見られ、処分者側証人の証言には信憑性がありません。

人事停滞による弊害が存在しなかったばかりか、逆に、長年同じ学校にいることのメリットさえ、小林証人は認めているのです。「長年同じ学校に腰を据えてじつくりと、教育とか、生徒指導に取り組まれる先生がいるということはメリットではないんですか」との申立人側代理人の質問に「そういうメリットも大いにあると思いますけども」（第四八回小林証言P一一）と明確にメリットを認めさせています。

にもかかわらず、市教委が「人事交流の必要性を痛感していた」との配転理由を作り上げてまで私を配転しなければならなかったのは、私たちが依然強固な組合を組織しており、私がその組合委員長であり、また組合員としても一教員としても、誤った「教育改革」に反対し続けていたからに他なりません。

はたして「交流の必要性が痛感されていた人事停滞」といえるのでしょうか。その結論は、前述の他校との比較において明らかです。

第二点目は、処分者は全員が県と交流できなかったらないことを前提にして主張を展開していることです。市立高校では、このことは前提にはならず、むしろ逆に市芦高校は一市一校であるところから、特段の本人の希望がない限り市芦高校教員のままで退職していくことを前提に採用されています。

ところが小林証人は、「もちろん県との交流を前提として採用もしておったと思いますしね。その状況が県の方針がだんだん厳しくなって、なかなか交流ができなくなってきたと、何年度からであったかはよく覚えてませんが、そういう具体的な状況の変化があつてですね、そこへ校長が今言うたようにいろいろと試験受けたらどうかというようなことも言うてたけども、そのとおりにならなかつたという中で起こってきた問題です。」と証言しています。（第四八回小林証言P二四）この証言は、「県との交流を前提として採用していた」「県の試験を受けておくように言うておいたが教員が受けなかつたためにこのような事態が生じた」という二点にわたって、はなはだしい虚偽であり、責任をすべて教員に押しつけようとするものです。

「採用は県への異動を前提としては行われてはいなかった」ことについては、当時採用にかかわっていない小林証人よりも、当事者の私たち本人の方が正確に知る立場にあります。当時はむしろ、「市芦をやめずに頑張っ

まず、「県との交流を前提としていた」という点について反論します。

県への異動は、従来から異動希望者だけが県の教員採用試験を受けて行われていたにすぎず、全員に対して県への異動が前提となっていたという事実はありません。この県への異動手続きは、私が市芦高校へ来てから変わっておらず、県への異動を希望しなければ、県の採用試験の受験の有無は全く問題とならなかったのです。実際に、処分者のいう県から採用された教員でも、本人が異動を希望しなければ一八年間も市芦高校に在籍しています。

次に、「県の試験を受けておくように言うたが教員が受けなかつた」という点について反論します。

県の採用試験の受験については、一九八七年度に限らず、毎年度校長が言っていたのは、「もしも県立高校への異動希望のある人は、必ず県の試験を受けておいて下さい」ということでした。県への異動は、あくまで本人の

「採用は県への異動を前提としては行われてはいなかった」ことについては、当時採用にかかわっていない小林証人よりも、当事者の私たち本人の方が正確に知る立場にあります。当時はむしろ、「市芦をやめずに頑張っ

特段の異動希望を前提としたものであって、一般的に県市交流の推進とか、全員に県の試験の受験を勧奨するといったものではありませんでした。

「県市交流を前提として採用した」という虚偽の前提から出発した前記小林証人の証言には、事実を歪曲して私の配転を正当化しようとする作爲がはたらいっています。

第三点目は、「二〇名」（前述のとおり実際は一〇名です）で、以下「一〇名」というが人事停滞の原因であり、配転の対象であつたように証言されている点です。この証言は、「一〇名」の中に配転したい人物がいたことを明らかにしていることについては異論はありません。しかし、一九八八年度の私と長瀬の配転以降、この「一〇名」中から誰一人として配転されていないという事実があるところから、配転できなくて不都合であったのは、漠然とした「一〇名」総体ではなく、「一〇名」の中の私だったことが客観的に明らかになっています。

甲第三三九号証の2に見られるとおり、私の配転にあたり処分者が主張する「県の試験を受けていない勤統一〇年以上の教諭」のうち、一九九四年度現在で勤統一〇年を超えた教諭を始め、二〇年を超えた教諭もいますが、その後、そのいずれの教諭も私のような配転

その後、そのいずれの教諭も私のような配転

②市教委の人事政策こそが弊害

さらに、「新任も三年たったら出ていく弊害があった。」と小林証人も認めているとおり(第四八回小林証言P一一)、市芦高校での生徒との出会いを大切にしながら、一年でも長く市芦高校の生徒たちと勉学をともにしたいと思う若い教員を育てられなかった市教委の人事政策に大きな問題点があったといえます。その問題の解決には、自らの教育実践を生かして共に働き、若い教員の成長にも深くかかわっていくとする中堅・ベテランの教員の存在が一層必要でした。にもかかわらず、市教委はこれら中堅・ベテランの教員を強制配転し、そのかわりとして新任教員を採用してきました。教員が一人前になるには一〇年ほどかかると言われています。そのため、より充実した教育活動を標榜する高校では、どこの高校でも新任教員の比率が高くなることに對しては否定的であり、今回配転対象とされた中堅教員を確保することに力を注ぎます。こうした教育界の常識を無視し、市芦高校では次表のとおり、一九八八年度現在で五年以下の教員の比率が異常に高くなる(甲第212号証)人事政策を採らざるをえなかったのは、市教委が特定の教員たちを教育条件の整備以外の目的をもって、市芦高校から排

除した結果です。

しかも、これらの若い教員を、三年〜五年で転出させ、再び新任の教員を採用するという状態が続いています。市芦高校が県立高校の新任教員の研修機関化して、三年から五年の研修期間を経て県立高校へでいく構図ができあがってしまいました。この市芦高校の研修機関化は、市芦高校で学ぶ生徒を愚弄するものであり、生徒に大きな不利益を与えるものです。

高校名	5年以下の教員
市立芦屋高校	32.1%
県立芦屋高校	13.0%
県立芦屋南高校	13.7%

教育の場を新任の研修の場と変えられてしまった市芦高校が教育力を低下させるのも無理からぬことであつたといえます。そのことは、入学試験で予め生徒を切り捨てておきながら、入学後さらに退学者を出し、卒業生が激減していることからわかります。(甲第114号証)

市芦高校での人事上の弊害は、「教育改革」の名のもとに中堅・ベテラン教員を多数排除し、市芦高校を新任教員のための研修機関化した市教委の人事政策にあるといつても過言ではありません。

(3)「他部署との交流」という名の「隔離人事」

処分者は、「一市一校という形態から、これまでの教職員の人事異動が少ないため、各分野での経験を積んでもらう意味からも他の教育機関、部署との人事交流の必要性が痛感されていた」(答弁書P三)と主張しています。

しかしながら、「教職員の人事異動が少なかった」との主張が、事実と反することは既に述べたところです。

「各分野で経験を積んでもらう」ための「他の教育機関、部署との人事交流」(以下、単に「他部署との人事交流」という)が教員にとってどのような意味を持つのか、さらにそのような交流が一般的に存在していたのか、本当に「交流」と言えるのかなどについて反論します。

①教員にとって益とはならぬ「交流経験」

第一に、他の教育機関、部署での経験が教員の力量を高める上で積極的な効果を持つかどうかですが、一般的にいつてこの考え方は明らかに誤りです。

学校以外の他の教育機関、部署での仕事は事務であり、教員は生徒との関わりの中でし

か本当の意味での学習はできないことから考えても、また、生徒の状況が年々変化していくことから、長年生徒と離れて事務に従事することは、教員としての感性を枯渇させ、教員としての力量を低めるだけで、高めることは全くないといつても過言ではありません。実際、私に限ってみても、明らかに授業に対する創造力や生徒の感性に対する感受性は劣ってきていると自覚をせざるを得ない状況になっており、一刻も早く生徒のいる学校現場への復帰を願うものです。

基本的に、「学校から学校への交流」と、「学校から学校以外の事務職場への交流」とは、教員にとっては非常に大きな違いがあります。事務職員をいろいろな事務職場へ異動するのは、配転のもつ意味が大きく違っているのです。教員という専門的な職への配慮こそが教育公務員特例法を生み出したことを考えてみても、教員の異動への特別な配慮は欠かすことができない事柄といえます。

②過去に例のない一九八八年度だけの「他部署との人事交流」

第二に、「他部署との人事交流」というものが一般的に存在していたか、という点について述べます。

一九八六年度から一九八八年度の人事異動方針書(甲第106、218の1、2号証)

には、「他の教育機関、部署との人事交流の促進」との文面は見あたらず、教育委員会は特にそうした方針を掲げてはいませんでした。教員を学校以外の部署へ、事務吏員として転職させることは、当然、教育委員会に諮られ、人事異動方針書に掲げられなければならない重要な事項であるといふべきです。特に、教員の人事異動については、教育長には事務委任されていないのですから、そのあり方については教育委員会でも十分討議されて明文化されるべき事柄です。しかし、そういう作業は行われていません。

さらに、「他の部署との人事交流」は、一九八八年度の私の強制配転時にのみ持ち出された、私の配転を正当化するためだけのものであったことは明らかです。私の配転以後すでに八年も経過しますが、県の試験を受けていなくて市芦高校在職一〇年を越える教員「一〇人」の中から、私のような「他部署との人事交流」という人事異動はその後一切行われていないことは、先述したとおりです。

「人事停滞のため他部署との交流」は私の人事異動が最初で最後ということなのです。

この事実が示すとおり、「他部署との交流」との配転理由は人事異動の一般方針として存在したのではなく、一九八八年度人事において私を配転するためにのみ存在したといわざるを得ません。小林証人も認めているとおり、

「六二年度と六三年度は人事方針の中では差異はなかった」(第四八回P六)「人事交流についても六二年度、六三年度ということでは、六二年度に比べて特別に考えたというようなことはなかった」(第四八回P八)にもかかわらず、六三年度人事異動についてだけ異常に「他部署との交流」が強調されていることから、人事異動方針とは関係なく、私の配転に對してのみ「他部署との交流」が配転理由として利用されたといわざるを得ません。

③「交流」という名の隔離人事

第三に、私の人事異動は「各分野で経験を積んでもらうための人事交流」であると処分者は主張していますが、教員として「経験を積むための人事交流」ではないことについて述べます。

「何年か後に深沢先生が市芦に戻って来る」ということは、具体的には考えていなかったというのですか」との申立人側代理人の質問に、小林証人は「何年かたつたら帰るとかそういうことは予め約束するとか、示唆するということは一切やっていない」(第四八回小林証言P二六)と答えています。さらに、「市芦に戻ってくることを考えていなかった」とすると、市芦から他機関へ転出させたということなんでしょう。端的に言えば」との質

問に対して、「その後のことは一切分かりません」(第四八回小林証言P二七)とも答えています。

「各分野で経験を積んでもらう」ための「人事交流」と処分者は主張していますが、市芦高校においてこれまでにこのような人事異動は行われたことはなく、交流の期間について

次号掲載

陳述書目次

- 3 適正を欠いた人事異動
 - (1) 私の配転理由にならぬ「理科の減員の必要性」
 - (2) 教員の専門性を生かさぬ人事異動
 - 4 配転先の公務の必要性の不存在
 - (1) コンピュータも配転の口実
 - (2) 四〇周年記念誌の編纂も配転の口実
 - (3) 配転後一年間の職務内容
- 1 「一五年、理数系知識、経験が豊か」は特定理由になっていない
- 2 「理科担当教員の年齢構成を考慮した」も特定理由とはならない
- 3 教科内の専門科目のバランスを崩す私の配転
- 4 コンピュータも特定理由とならない
- 5 処分者の主張する処分理由を全て当てはめると配転対象は別の人

ての「慣行」も「定め」もないところから、市芦高校への復帰については一切市教委の恣意に委ねられています。そのため、それは市教委の恣意的運用を許すこととなり、私を含む申立人の市芦高校からの排除に利用され、甲第269号証でも明らかのように配転期間が異常に長いといえます。その上、今後の市

- 1 教育公務員ではない指導員
- 2 誰が聞いても腑に落ちぬ「指導員」身分
- 3 採用において教員資格を問われぬ指導員身分

- 1 教育破壊と教育権の侵害
 - (1) 私の教育活動と学校生活を共にした生徒たちについて
 - ① 私の担任・奨学金係としての取り組み等について
 - ② 私の進路指導担当としての取り組み等について
 - (2) 理科教育における実践
 - (3) まとめとして、生徒の自立を促す教育を恐れ破壊した市教委
- 2 組合活動の阻害

芦高校への復帰についての組合交渉にも市教委は応じず、先行きは全く見えていません。さらに、後述するように配転場所での身分的処遇についても適正な配慮を欠いており、むしろ懲罰的であり、ひたすら市芦高校からの排除を目的としたものといわざるを得ません。

(以下、次号に掲載)

